

岩手労働局発表  
平成22年9月24日(金)

担当	岩手労働局職業安定部
部長	矢野 誇須樹
職業安定課長	渡部 和夫
当電	電話 019-604-3004

**新卒者に対する就職支援の強化について**  
～盛岡新卒応援ハローワークや岩手新卒者就職応援本部を設置し  
新卒者の就職支援を強化します～

岩手労働局では、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済政策」に基づき、新卒者に対するきめ細やかな就職支援を集中的に実施し、将来ある新卒者の就職の実現に全力で取り組むこととしています。

このため、本日、岩手労働局に

- ① 新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして、「盛岡新卒応援ハローワーク」（ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナー内）を設置（概要は別紙1）
- ② ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とした、地域の実情を踏まえた就職支援の企画・立案を行うための「岩手新卒者就職応援本部」を設置（概要は別紙2）

しました。

また、既卒者の就職を促進するため、「新卒者就職実現プロジェクト」として、

- ① 大学・高校等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対する「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用移行から3か月後に50万円支給）（概要は別紙3及び別紙4～5）

② 大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対する「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」（正規雇用から6か月経過後に100万円支給）（概要は別紙3及び別紙6～7）

を創設し、本日より当局管内ハローワークにおいて取扱いを開始しました。

このほか、未内定者や卒業後3年以内の既卒者を対象に、ハローワーク及び盛岡新卒応援ハローワークにおいて、中小企業やその業務内容への具体的なイメージを持ち、就職意欲を高めるための短期（最長1か月）のインターンシップ機会を提供する「新卒者企業実習推進事業（新卒インターンシップ事業）」（概要は別紙8）を開始しました。

岩手労働局としては、これらの施策の活用を徹底し、将来ある新卒者の就職の実現に全力で取り組んでまいります。

# 新卒応援ハローワークの設置による既卒者等への就職支援の強化

別紙 1

ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナーに、「盛岡新卒応援ハローワーク」（学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク）を設置し、大卒就職ジョブソーターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

## 業務内容

卒業後3年以内の既卒者を重点に、以下の内容を実施。  
(平成20年3月以降の卒業生)

- ① 大学等との連携による支援(大学担当者制の導入)
  - ・定期的な出張相談
  - ・大学等と連携した就職面接会の実施
  - ・大学の就職支援担当者への支援
  - ・保護者への啓発文送付
- ② 中小企業とのマッチングの強化
  - ・ジョブソーターの事業所訪問により、希望する人材像を把握し、個別に求職者を選定しマッチング
  - ・ジョブソーターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布
- ③ 就職までの一貫した担当者制支援の充実
- ④ 他地域での就職を希望する利用者への支援
- ⑤ 臨床心理士による心理的サポート
- ⑥ 求人開拓の強化
- ⑦ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による既卒者の就職促進



応募先の選定等就職活動の進め方についての相談を実施



求人検索コーナーでは、インターネットにより全国の学卒用の求人情報提供を実施

# 「新卒者就職応援本部」の設置

別紙 2

岩手労働局に、ハローワーク・労働局を中心とした地域における新卒者の就職支援についての企画・調整を行う「岩手新卒者就職応援本部」を設置する。

## 【構成機関】

- ・ ハローワーク・労働局  
　※ 本部長：岩手労働局長 、 事務局長：岩手労働局職業安定部長
- ・ 地方公共団体
- ・ 学校関係者
- ・ 産業界
- ・ 労働界

※詳細は別添参照

## 【実施内容】

- ・ 地域における新卒者支援の実施状況の把握
- ・ 地域における新卒者の就職状況等の調査・把握
- ・ 事業主団体等への「新卒者就職実現プロジェクト」(※)の周知・啓発
  - ※ 新規学卒時に正規雇用として就職できなかった者を採用した企業に対し、奨励金を支給
- ・ 事業主団体等への「新卒者企業実習推進事業」(※)の実施についての調整
  - ※ 短期のインターンシップの機会を提供
- ・ 事業主団体等への雇用対策法に基づく指針の改正等についての周知・啓発
- ・ 事業主団体への採用拡大の要請 等

**岩手新卒者就職応援本部 構成員名簿(別添)**

組織区分	機関・団体・学校等名称	役 職
労働局関係	岩手労働局	労働局長(本部長)
		職業安定部長(事務局長)
	盛岡公共職業安定所	所長
地方自治体	岩手県商工労働観光部	商工労働観光部長
高校(公立)	岩手県教育委員会	教育長
	岩手県高等学校長協会	就職対策委員会理事
高校(私立)	岩手県総務部(法務学事課)	総務部長
	(社)岩手県私学協会	副会長
大学等	岩手大学	学務部長
	岩手県立大学(短期大学部)	学生支援本部 学生支援室長
	盛岡大学(短期大学部)	就職センター所長
	富士大学	学生支援部 就職担当部長
	修紅短期大学	キャリア支援センター長
	(社)岩手県専修学校各種学校連合会	事務局長
経営者団体	(社)岩手県経営者協会	専務理事
	岩手県商工会議所連合会	専務理事
	岩手県商工会連合会	専務理事
	岩手県中小企業団体中央会	専務理事
労働者団体	日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長

計 18機関

# 新卒者就職実現プロジェクト

別紙 3

## ① 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給し、新卒者の受入れに係る負担を軽減し、採用インセンティブを高めるとともに、正規雇用への移行の促進を図る。

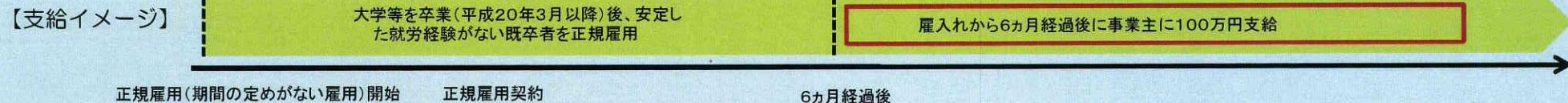
- ① 対象者：未内定の大学生、高校生等（平成20年3月以降の卒業生）
- ② 支給対象事業主：奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月の有期雇用を経て未就職卒業者を正規雇用として雇入れた事業主
- ③ 支給額等：
  - (i) 有期雇用期間・・・対象者1人につき月額10万円（有期雇用期間は原則3ヵ月間。有期雇用期間終了後に支給）
  - (ii) 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円（雇入れから3ヵ月経過後に支給）



## ② 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

ハローワークにおいて、事業主に対し既卒者の応募機会の拡大の周知・啓発を行うとともに、卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給する。これにより、既卒者の新卒者枠による採用の普及促進を図る。

- ① 対象者：大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者（平成20年3月以降の卒業生）
- ② 支給対象事業主：卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降に卒業）も対象とする求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇入れた事業主
- ③ 支給額等：正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給



# 3年以内既卒者トライアル雇用のご案内

既卒者トライアル雇用から正規雇用に！

## 3年以内既卒者トライアル雇用とは？

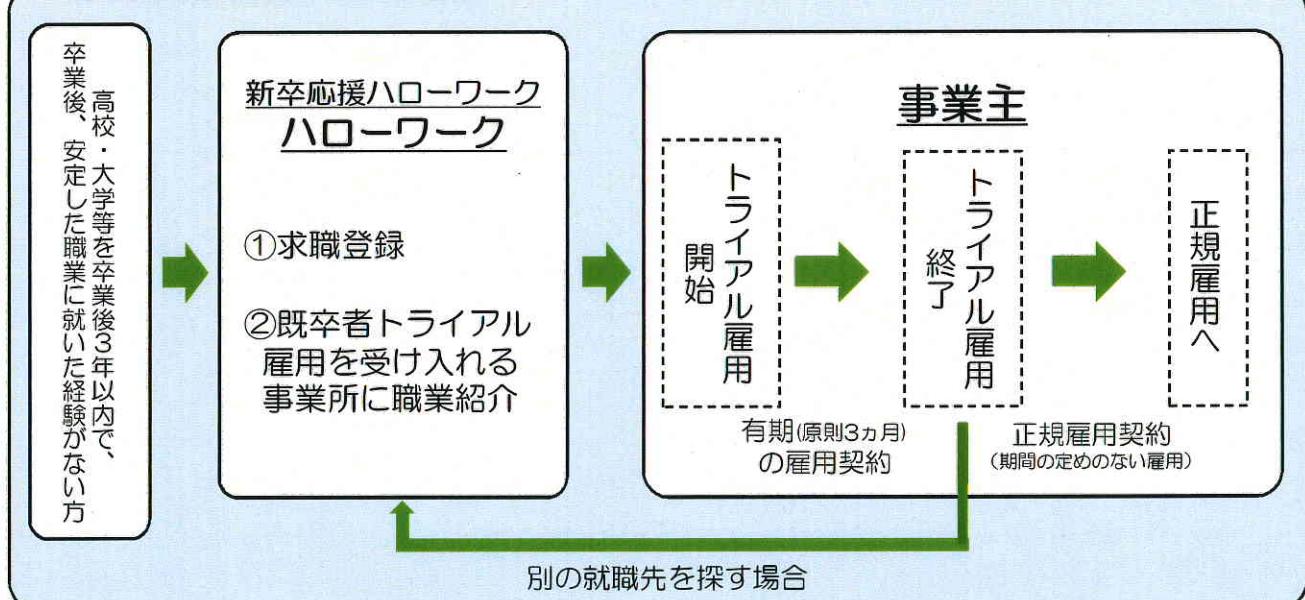
卒業後も就職活動を継続中の方（3年以内の新卒者の方）を対象に、原則3ヵ月の有期雇用契約により、必要な技能や知識を身につけるとともに、職場や職種への理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることをねらいとする制度です。類似のトライアル雇用では、7～8割の方が有期雇用契約後、正規雇用に移行しています。

### 対象となる方

- 平成20年3月以降卒業の新規学卒者（※）で、卒業後も就職活動を継続中の方。（平成22年度の新規学卒者の方は、卒業日以降に本制度を利用できます）  
※中学、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者の方が対象です。
- 卒業後、安定した職業に就いた経験がない方（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない方）。
- 40歳未満の方。

※ハローワーク及び新卒応援ハローワークに求職登録を行うことが必要です。

### トライアル雇用の流れ



※ 既卒者トライアル雇用の対象となる求人をハローワーク又は新卒応援ハローワークに提出し、トライアル雇用を受け入れた事業主には、トライアル雇用終了後に最大30万円、また、トライアル雇用終了後に正規雇用した場合、雇入れから3ヶ月経過後に50万円が支給されます。

**1. 雇用の時期・期間は？**

- ◆ 既卒者トライアル雇用の紹介開始は、卒業日の翌日以降です。
- ◆ トライアル雇用の期間は、原則3ヵ月です。

**2. 雇用期間中の身分は？**

- ◆ トライアル雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◆ トライアル雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

**3. 雇用期間中の労働時間、賃金は？**

- ◆ トライアル雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◆ 労働時間や賃金などについては、トライアル雇用を開始する時に、事業所が作成する「既卒者トライアル雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認の上、同意をしてください。  
※ 中学生・高校生の場合は、保護者等の同意も必要です。

**4. トライアル雇用期間終了後は、必ず正規雇用される？**

- ◆ 事業所の担当者と相談の上、「既卒者トライアル雇用実施計画書」に「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。  
これを満たせば正規雇用に移行することになりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

**5. トライアル雇用が終了したら？**

- ◆ 事業所からハローワークまたは新卒応援ハローワークに「既卒者トライアル雇用結果報告書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されていますので、内容をよく確認し、同意をしてください。  
※ 中学生・高校生の場合は保護者等の同意も必要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



別紙 5

**卒業後も就職活動を継続中の  
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を  
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！**

## 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3ヵ月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

有期雇用期間（原則3ヵ月）：対象者1人につき月額10万円、

有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ：対象者1人につき50万円

### 支給対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

※ 「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

### 対象となる未内定新卒者の条件

- 平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定（平成22度の新規学卒者については、卒業日以降に本制度を利用できます）。  
※ 中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない）。
- 40歳未満。
- ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者。

### 奨励金支給額

- 有期雇用期間（原則3ヵ月）・・・対象者1人につき月額10万円（最大30万円）
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円  
(雇入れから3ヵ月経過後に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

### 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要

未就職卒業者等を対象とした、正規雇用への移行を前提とした有期雇用(原則3ヵ月)

事業主に月10万円支給

期間の定めのない雇用

雇入れから3ヵ月経過後に  
事業主に50万円支給

有期雇用  
開始

改めて正規雇用契約を締結

### 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の流れ

- ① ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人(既卒者トライアル雇用求人)の提出



- ② ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介(面接)



- ③ (採用が決定した場合)有期雇用(原則3ヵ月)の開始

※既卒者トライアル雇用実施計画書の提出が必要です



- ④ 有期雇用終了後、実施結果報告書の提出

※有期雇用終了日の翌日から起算して1ヵ月以内に提出



- ⑤ 奨励金の支給: 対象者1人につき月額10万円(最大30万円)



- ⑥ 正規雇用開始から3ヵ月後、奨励金支給申請書の提出

※3ヵ月経過後の翌日から起算して1ヵ月以内に提出



- ⑦ 奨励金の支給: 対象者1人につき50万円

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



# 事業主の皆様へ

別紙 6

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での  
既卒者採用！

## 3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に100万円を支給

### どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人に限ります。

※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した人が対象となります。

### 奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

※正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

### 奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に、100万円を支給

※ 奨励金の支給は同一事業所に1回（100万円）限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

### 奨励金支給の流れ

①ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人の提出  
(卒業後3年以内の大卒者等も応募可能とする新卒求人)



②ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介  
(採用面接)



③正規雇用の開始  
(採用決定、正規雇用の労働契約締結)

正規雇用開始から  
6ヶ月経過後

④事業所管轄ハローワークへ奨励金の支給申請



⑤奨励金（100万円）の支給

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。  
(奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・  
新卒応援ハローワーク

# 大学等卒業後3年以内の既卒者の方へ

別紙 7

## まだ就職が決まっていない皆さん、 ハローワーク・新卒応援ハローワークに 求職登録をしてください！

新卒枠での  
既卒者採用  
が増えます!!

厳しい経済情勢のなか、就職先が決まらないまま卒業して2~3年が経ってしまった方も数多い状況です。厚生労働省では、卒業3年以内の既卒者の新卒扱いでの就職をバックアップするプロジェクトを開始しました。その一環として、卒業後3年以内の既卒者をハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）を通じて正規雇用した企業には「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」が支給されますので、今後求人が増えることが見込まれます。

まだ就職の決まっていない既卒者の皆さん、まずはハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしてください。

### 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金とは？

大学等を卒業してしまうと、新卒者枠での応募の機会が大きく減少します。ハローワークおよび新卒応援ハローワークでは、事業主に対し、新卒の採用にあたって、既卒者も応募できる求人条件とするよう働きかけを行っています。

この奨励金は、卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、既卒者を正規雇用した事業主に対し奨励金（100万円）を支給するものです。

これによって、既卒者の皆さんのが新卒者枠で採用される機会が増えることが予想されます。

### 対象となる大学等既卒者とは？

平成20年3月以降の大学等卒業者で、卒業後安定した就労の経験がない方が対象です。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※平成22年度中の卒業者は「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」対象求人への職業紹介を受ける前に卒業されていることが必要です。

※安定した就労の経験がないとは、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない場合を指します。

※対象となるには、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行う必要があります。

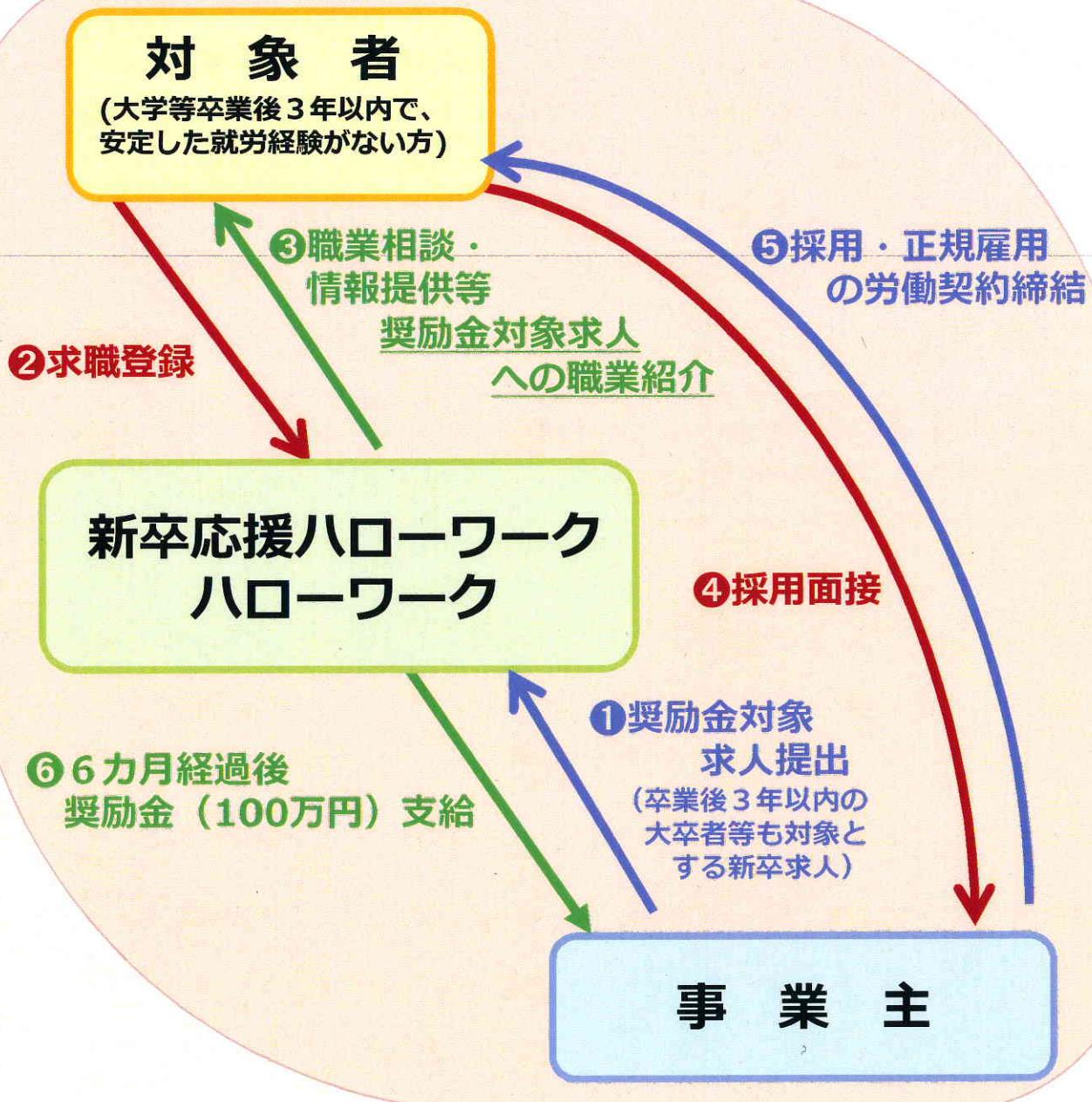
(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

## 正規雇用とは

別紙 7

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」をいいます。

## 正規雇用までの流れ



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・  
新卒応援ハローワーク

学生が、企業についてのイメージを持ち、採用意欲の高い中小企業に目を向け、応募企業や職種の範囲を広げて円滑に就職活動を行うことができるよう、応募前に企業実習を行うことができる機会を設け、中小企業と学生とのマッチングを促進する。

○ 対象学生

- ・卒業年次（それを超えて在学する者を含む）
- ・卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降の卒業生）

○ 対象企業

ハローワークに求人を提出している事業所（提出予定事業所含む）

○ 実習期間

10日程度

○ 受け入れ事業所への謝金の支給

実習期間及び受け入れ人数に応じて謝金を支給